



山形県公報

平成30年4月13日（金）
第2935号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…391
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…392
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…393
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…394
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………（障がい福祉課）…395
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による  
措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………（同）…同
- 特定計量器の定期検査の実施……………（産業政策課）…同
- 同……………（同）…397
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…398
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…399
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…400
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………（林業振興課）…同
- 自動車専用道路の指定……………（道路保全課）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…401
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…402

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（商業・県産品振興課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…同

## 告 示

### 山形県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 訪問看護ステーション アーユス新庄 | 新庄市金沢1877番地15       | 平成29. 9. 1 |
| 訪問看護ステーション さくら    | 長井市平山2782番地         | 平成30. 1. 1 |
| 塩 見 整 形           | 山形市成沢西一丁目2番6号       | 同 1. 4     |
| 訪問看護ステーションらいふ     | 酒田市こがね町二丁目23番地の3    | 同 1.15     |
| ひまわり調剤薬局嶋南本店      | 山形市嶋南一丁目2番10号       | 同 2. 1     |

**山形県告示第321号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 久保田整形外科医院         | 東置賜郡高島町大字相森63番1号    | 平成29. 9. 9 |
| 塩 見 整 形           | 山形市成沢西一丁目2番6号       | 平成30. 1. 3 |

**山形県告示第322号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休 止 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 医療法人齋藤クリニック       | 酒田市あきほ町654番8号       | 平成30. 2. 1 |

**山形県告示第323号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 辞退の効力<br>発生日 |
|-----------|------------|--------------|
| 五十嵐歯科医院   | 新庄市栄町7番地の2 | 平成30. 2. 28  |

**山形県告示第324号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施<br>する事業の種類            | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日       |
|-----------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| 訪問介護ステーションブルメリア | 訪問介護                         | 山形市嶋南二丁目2番7号    | 平成30. 1. 10 |
| くるみ薬局           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市銅町二丁目24番17号  | 同 2. 19     |
| エコー調剤薬局         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市あこや町二丁目7番20号 | 同 2. 20     |

**山形県告示第325号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施<br>する事業の種類             | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|------------------|-------------------------------|---------------|-------------|
| 医療法人社団みゆき会みゆき会病院 | 介護療養型医療施設<br>介護予防短期入所<br>療養介護 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 平成18. 5. 31 |

**山形県告示第326号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施<br>する事業の種類            | 指定介護機関の所在地       | 廃止年月日      |
|-----------|------------------------------|------------------|------------|
| 久保田整形外科医院 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 東置賜郡高畠町大字相森63番1号 | 平成29. 9. 9 |

|                           |                                                                                    |                              |            |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|
| 公益社団法人山形県柔道整復師会いなげ介護支援事業所 | 居 宅 介 護 支 援                                                                        | 山形市荒楯町一丁目12番30号              | 同 12.31    |
| オレンジ調剤薬局                  | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導                                                       | 山形市十日町四丁目7番23号 1F            | 同          |
| 介護老人保健施設 梅花苑              | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>介護予防短期入所<br>療養介護<br>通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山<br>1125番286 | 平成30. 1.31 |
| 介護支援相談所ほのか                | 居 宅 介 護 支 援                                                                        | 東田川郡三川町大字押切新田字深田1<br>番地      | 同          |
| 介護老人保健施設ほのか               | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>介護予防短期入所<br>療養介護<br>通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 東田川郡三川町大字押切新田字深田1<br>番地      | 同          |

**山形県告示第327号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称            | 施 術 所 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-----------|------------------------|---------------|------------|
| 熊 谷 誠 司   | からだ元気治療院 山<br>形中央店～鍼灸～ | 山形市飯田三丁目2番22号 | 平成30. 1.31 |

**山形県告示第328号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                    | 所 在 地        | 認 定 期 間                      |
|------------------------|--------------|------------------------------|
| 医療法人篠田好生会 天童温泉篠田<br>病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号 | 平成30年5月26日から<br>平成33年5月25日まで |

**山形県告示第329号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地              | 認 定 期 間                     |
|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 公 立 置 賜 総 合 病 院 | 東置賜郡川西町大字西大塚2000番地 | 平成30年4月1日から<br>平成32年3月31日まで |

**山形県告示第330号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地              | 指 定 期 間                     |
|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 公 立 置 賜 総 合 病 院 | 東置賜郡川西町大字西大塚2000番地 | 平成30年4月1日から<br>平成32年3月31日まで |

**山形県告示第331号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検 査 期 日   | 検 査 場 所                | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |                   |
|-------|-----------------------------------------------|-----------|------------------------|----------------------------|-------------------|
| 東 根 市 | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成30年6月4日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 小 田 島 公 民 館                | 一般社団法人<br>山形県計量協会 |
|       |                                               | 同         | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 大 富 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同 月5日     | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 東 郷 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同         | 午後1時から<br>午後3時まで       | 神 町 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同 月6日     | 午前10時から<br>午後2時30分まで   |                            |                   |
|       |                                               | 同 月7日     | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 東 根 市 役 所<br>(北側車庫)        |                   |
| 天 童 市 | 同                                             | 同 月11日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 千 布 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同         | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 山 口 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同 月12日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 高 揃 公 民 館                  |                   |
|       |                                               | 同         | 午後1時から<br>午後3時まで       | 天童市農業センター                  |                   |
|       |                                               | 同 月13日    | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで |                            |                   |

|      |     |       |                          |                         |
|------|-----|-------|--------------------------|-------------------------|
| 尾花沢市 | 同   | 月18日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 尾花沢市役所車庫                |
|      | 同   | 月19日  |                          |                         |
|      | 同   | 月20日  |                          |                         |
| 新庄市  | 同   | 月25日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 新庄市上下水道庁舎               |
|      | 同   | 月26日  |                          |                         |
|      | 同   | 月27日  |                          |                         |
| 鶴岡市  | 同   | 年7月2日 | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 由良コミュニティセンター            |
|      | 同   |       | 午後1時から<br>午後2時まで         | 加茂コミュニティセンター            |
|      | 同   |       | 午後3時から<br>午後4時まで         | 湯野浜コミュニティセンター           |
|      | 同   | 月3日   | 午前9時30分から<br>午後4時まで      | 鶴岡市農村センター               |
|      | 同   | 月4日   | 午前9時30分から<br>午後4時まで      | 出羽商工会大山支所               |
|      | 同   | 月5日   | 午前9時30分から<br>午後4時まで      | 鶴岡市役所車庫棟                |
|      | 同   | 月6日   | 午前9時30分から<br>午後3時まで      |                         |
|      | 同   | 月9日   | 午前10時30分から<br>午後4時まで     |                         |
|      | 同   | 月10日  | 午前9時30分から<br>午後4時まで      |                         |
|      | 同   | 月11日  | 午前9時30分から<br>午後3時まで      |                         |
|      | 金山町 | 同     | 月17日                     | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで |
| 最上町  | 同   | 月18日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 最上町産業振興センター             |
| 舟形町  | 同   | 月19日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 舟形町役場車庫                 |
| 真室川町 | 同   | 月20日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 真室川町中央公民館               |
| 大蔵村  | 同   | 月23日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 大蔵村中央公民館                |
| 鮭川村  | 同   | 月24日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 鮭川村役場<br>(西側車庫)         |
| 戸沢村  | 同   | 月25日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで  | 戸沢村役場                   |
|      | 同   | 年8月1日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで    | 大高根地域市民センター             |

|      |         |                         |                     |
|------|---------|-------------------------|---------------------|
| 村山市  | 同       | 午後1時から<br>午後2時30分まで     | 勤労青少年ホーム            |
|      | 同 月2日   | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 袖崎地域市民センター          |
| 庄内町  | 同       | 午後1時から<br>午後3時まで        | 村山市役所<br>(西側車庫)     |
|      | 同 月3日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                     |
| 三川町  | 同 月6日   | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町役場立川支所<br>(北側車庫) |
|      | 同 月7日   | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町余目第二公民館          |
| 鶴岡市  | 同 月8日   | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 三川町役場車庫             |
|      | 同 年9月3日 | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 羽黒体育センター            |
|      | 同 月4日   | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 藤島地域スクールバス<br>車庫    |
|      | 同 月5日   | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鶴岡市櫛引庁舎車庫           |
|      | 同 月6日   | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鶴岡市朝日庁舎             |
|      | 同 月10日  | 午後1時から<br>午後4時まで        | 鼠ヶ関公民館              |
|      | 同 月11日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 鶴岡市温海庁舎             |
| 大石田町 | 同 月12日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 大石田町役場車庫            |

山形県告示第332号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                                           | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成30年6月4日から<br>同 年12月21日まで<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 新庄市  |                                               |                                                |                                             |                            |
| 村山市  |                                               |                                                |                                             |                            |
| 天童市  |                                               |                                                |                                             |                            |
| 東根市  |                                               |                                                |                                             |                            |
| 尾花沢市 |                                               |                                                |                                             |                            |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 大石田町 |  |  |  |
| 金山町  |  |  |  |
| 最上町  |  |  |  |
| 舟形町  |  |  |  |
| 真室川町 |  |  |  |
| 大蔵村  |  |  |  |
| 鮭川村  |  |  |  |
| 戸沢村  |  |  |  |
| 三川町  |  |  |  |
| 庄内町  |  |  |  |

山形県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 叶 内 富 夫 | 最上郡舟形町長沢1195番地 |
| 同        | 長 澤 光 芳 | 同 6910番地       |
| 同        | 山 科 忠 昭 | 同 富田1102番地1    |
| 同        | 田 中 讓   | 同 長者原856番地     |
| 同        | 南 勝 雅   | 同 舟形193番地2     |
| 同        | 渡 辺 忠   | 同 2619番地3      |
| 同        | 大 場 正 行 | 同 長沢1236番地     |
| 同        | 長 沼 広 司 | 同 富田388番地      |
| 同        | 遠 藤 繁 雄 | 同 舟形2677番地61   |
| 同        | 叶 内 栄 一 | 同 長者原324番地丙    |



|    |      |   |                |
|----|------|---|----------------|
| 監事 | 沼澤政光 | 同 | 舟形1365番地       |
| 同  | 齊藤欽也 |   | 新庄市大字鳥越1613番地  |
| 同  | 齊藤正彦 |   | 最上郡舟形町富田374番地乙 |

## 山形県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住 所            |
|----------|------|----------------|
| 理 事      | 叶内富夫 | 最上郡舟形町長沢1195番地 |
| 同        | 長澤光芳 | 同 6910番地       |
| 同        | 山科忠昭 | 同 富田1102番地1    |
| 同        | 遠藤繁雄 | 同 舟形2677番地61   |
| 同        | 南勝雅  | 同 193番地2       |
| 同        | 渡辺忠  | 同 2619番地3      |
| 同        | 大場正行 | 同 長沢1236番地     |
| 同        | 長沼広司 | 同 富田388番地      |
| 同        | 叶内栄一 | 同 長者原324番地丙    |
| 同        | 戸塚達也 | 同 816番地1       |
| 監 事      | 沼澤俊雄 | 同 舟形1362番地     |
| 同        | 柿崎勝彦 | 新庄市大字鳥越1647番地  |
| 同        | 小國弘  | 最上郡舟形町富田355番地  |

## 山形県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区

- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成30年4月5日

**山形県告示第336号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成30年4月5日

**山形県告示第337号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録<br>番号 | 生産事業者                 |        | 生産事業の内容 |        |               |                   | 事業所  |           | 登録<br>年月日      |
|----------|-----------------------|--------|---------|--------|---------------|-------------------|------|-----------|----------------|
|          |                       |        | 種 穂     |        | 苗 木           |                   |      |           |                |
|          | 住 所                   | 氏 名    | 採<br>取  | 精<br>選 | 幼苗<br>の<br>育成 | 幼苗以外<br>の<br>苗木育成 | 名 称  | 所在地       |                |
| 279      | 酒田市山<br>寺字宅地<br>126番地 | 阿部 あや子 |         |        | ○             | ○                 | 阿部苗畑 | 酒田市山<br>寺 | 平成30年<br>4月13日 |

**山形県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のための一般交通の用に供する道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において、平成30年4月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田土生田線
- 2 指定する道路 村山市大字土生田字道出4636番3から  
同 字百枚3475番193まで  
村山市大字土生田字道出4633番2から  
同 字細田1546番3まで
- 3 指定する期日 平成30年4月14日

**山形県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年4月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田土生田線
- 2 供用開始の区間 村山市大字土生田字道出4627番1から  
同 4610番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月15日

**山形県告示第340号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町の一部（鮭川流域）及び同郡戸沢村の一部（角川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年12月29日から平成30年2月27日まで（変更前）  
平成29年12月29日から平成30年3月13日まで（変更後）
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ、地図情報レベル1000）

**山形県告示第341号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡真室川町の一部（鮭川流域）及び同郡戸沢村の一部（角川流域）
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年12月29日から平成30年3月13日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ、地図情報レベル1000）

**山形県告示第342号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
大石田町全域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年7月10日から平成30年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

**山形県告示第343号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 地区計画等（地区計画）
  - (2) 名称 山形広域都市計画一日町四丁目地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において平成30年5月13日まで縦覧に供する。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークベニマル米沢春日店  
米沢市春日五丁目586番地3外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成29年11月21日
- 3 意見の概要  
出店予定地は米沢市立第四中学校と距離が近いため、搬出入車両の出入りに関しては、児童の登下校の時間帯を避ける等歩行者の安全に配慮すること。また、東側出入口付近は通学路となっており、バス停とも距離が近い  
ため、車両の出入庫に関して特に安全に留意すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) A重油 62,000 リットル
  - (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 498,000 リットル
  - (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 118,000 リットル
  - (4) 灯油（ドラム缶納入分） 19,000 リットル
  - (5) ガソリン（レギュラー）（大型タンクローリー車納入分） 22,000 リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
高橋石油株式会社 天童市高木787
- 5 落札金額  
1の(1)から(5)までごとに次のとおり。
  - (1) 64,260円

(2) 68.580円

(3) 68.580円

(4) 73.440円

(5) 122.580円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成30年2月16日

平成30年4月13日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年4月13日発行 発行人 山形県